

鳥獣被害対策強化事業実施要領

第1 趣旨

鳥獣被害対策強化事業の補助事業実施に当たって、鳥獣被害対策強化事業交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）及び鳥獣被害対策強化事業事務取扱要領（以下「県事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 事業の目的

鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらし、被害金額以上に地域農業に深刻な影響を与えるものであることから、地域農業の振興の上で大きな課題となっている。加えて、山林に隣接した農地が多い中山間地域では鳥獣被害等により農地の荒廃が進みやすい状況にあり、野生鳥獣との棲み分けなどによる自然環境と共生した農村作りが必要である。

また、野生鳥獣は市町村の垣根を越えて移動し、生息域を拡大し続けている。

このため、野生鳥獣等に対して専門的な知識を有する人材（以下「専門職員」という。）が中山間地域等において、地域住民による自然環境と共生した農村作りをコーディネートできる体制の構築や広域的な鳥獣被害拡大を防止する体制を整備することで、農村の維持・活性及び地域農業の振興を図ることを目的とする。

第3 事業の内容等

1 実施内容

鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

広域的な鳥獣被害拡大防止対策を推進するため、近隣市町村間と連携しながら地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。

2 補助の対象

第3の1「鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業」についての補助対象経費、補助率等については、別表のとおり

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施等の手続き

1 事業実施計画の承認等

(1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

(2) 所長は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、当該実施計画承認申請書及び事業実施計画書の写しを福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。

- (3) 部長は、事業実施計画に基づき予算の範囲内で所長に予算配分を行うものとする。
- (4) 所長は、事業実施主体に対して、予算配分を受けた事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (5) 所長の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当しない変更をする場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を所長（県域農業団体は知事）へ提出する。

第6 活動計画及び業務報告

実施した業務の概要（別記様式4）を作成し、毎月1回管轄する農林事務所に報告するものとする。

第7 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式2）を、交付要綱第10条に定める実績報告に併せて所長（県域農業団体は知事）に報告する。

第8 成果確認検査

所長は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 本要領は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 本改正は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 3 本改正は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 4 本改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 5 本改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 6 本改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 7 本改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 8 本改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

主務課 事業 [事項 (事業)]	小 事業	区 分	事業内容	補助対象経費	補助率	事業実施主体	補助要件
環境保 全農業 課 鳥獣害 対策費 (鳥獣 被害対 策強化 事業)	鳥獣 被害 対策 市町 村専 門職 員育 成支 援事 業	鳥獣 被害 対策 強化 事業 補助 金	広域的な鳥獣被害拡大防止対策を推進するため、近隣市町村間と連携しながら地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。	市町村専門職員の配置、育成及び活動に要する経費（旅費、謝金、賃金等、社会保険料等、消耗品費、印刷費、使用料・賃借料、通信運搬費（切手代）、研修受講費等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの。	定額 ただし、1 事業実施主 体当たりの 補助額は2, 400千円を 上限とする。	市町村、協議会（地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している組織であって、次の要件を満たすもの 1 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。 2 一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。）	以下のすべての要件を満たすこと。 ・補助対象は、専門職員として採用初年度または、採用2年目の年度の配置及び活動等の経費であること。 ・事業対象経費が他の国の補助金等と重複しないこと。 ・広域的な被害拡大防止のため、概ね2市町村以上と連携し、情報交換などの場を設け、必要に応じて野生鳥獣の出没状況や被害状況等の調査、対策の提案などを行うこと。 ・専門職員の相互の能力向上を図るため、他の市町村に配置された専門職員間で技術研鑽や継承等を行うこと。